

生涯現役社会の実現に向けて

令和6年6月1日時点での「高年齢者雇用状況報告書」の集計結果が公表されました。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう企業に義務付けています。加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や「業務委託契約を締結する制度の導入」「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを企業に義務付けています。

※今回は、従業員が21人以上の企業7,993社からの報告に基づく集計結果の公表となり次のとおりでした。

◆65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は、報告のあった企業全体の99.8%

うち、「継続雇用制度の導入」による実施企業は69.2%、「定年の引上げ」は27.6%、「定年制の廃止」は3.2%。

◆70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況について、実施済みの企業は28.8%

うち、「継続雇用制度の導入」が23.1%、「定年制の廃止」は3.2%、「定年の引上げ」は2.4%、「創業支援等措置の導入」は0.1%。

◆企業における定年制の状況について、65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は30.8%。

今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業様に対しハローワーク・兵庫労働局による必要な指導や助言を実施していきます。